

# 江戸川区文化スポーツプラザ施設管理業務委託

## 事業者選定プロポーザル実施要項

### 1 募集の概要

標記業務の契約候補者を募集します。受託者の選定については、公募型プロポーザル方式を採用します。第一次審査については、書類審査（「13 提出書類」参照）を行い、第一次審査を通過した事業者を対象に第二次審査を実施します。第二次審査については、提出された企画提案書をもとに、ヒアリングによる審査を行います。

※詳細については、「17 契約候補者の選定方法等」を参照してください。

### 2 件名

江戸川区文化スポーツプラザ施設管理業務委託

### 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※事業内容を評価し、一定の評価が得られた場合は、5年間は各年度特命随意契約を行うことがあります。ただし、翌年度以降の特命随意契約を締結するにあたっては、江戸川区議会における、各年度における区の事業予算の成立を前提とします。

### 4 提案内容

「委託仕様書（案）（別紙1）」「審査基準（別紙2）」を踏まえ、本業務についての取組方針、業務提案内容（工程計画を含む）、実施体制等を盛り込み、企画提案書を作成してください。企画提案書の作成にあたっては、特に以下の点について具体的に提案をしてください。

- ① 管理受付の方法について
- ② 職員体制について
- ③ 施設維持管理について
- ④ 災害等の危機管理について
- ⑤ 個人情報の保護について
- ⑥ 広報・周知について
- ⑦ 提案事項の実現性について

### 5 業務内容

（別紙1）委託仕様書（案）参照

### 6 予定金額

予定金額48,530,306円（消費税相当額を含む）

※予定金額は、本業務委託を行うに当たり必要な経費すべてを含むものとします。

※見積にあたり、本契約に必要な経費について具体的に明示すること。

## 7 参加条件

- (1) 本実施要項公表日から契約日までの間に、次に掲げる条件を全て満たしていることとします。
- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による欠格条項に該当していないこと。
  - ②江戸川区業者登録の有無は問いません。ただし東京都又は江戸川区から指名停止を受けていないこと。
  - ③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
  - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は、第2条第6号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年要綱第108号）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
  - ⑤プライバシーマークの付与または、ISMS認証を取得していること。
  - ⑥最近2年間に法人税、法人事業税、消費税、地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 業務の担当者は行政の所有する公共施設にて、施設の管理をしていた実績があるものとする。

## 8 募集スケジュール（予定）

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 実施要領の公表<br>参加表明書の受付開始 | 令和6年12月18日（水）         |
| 現場説明会<br>質問の受付開始      | 令和6年12月20日（金）10時から    |
| 質問の受付締切               | 令和6年12月26日（木）正午まで（必着） |
| 質問に対する回答（区ホームページにて公開） | 令和7年1月9日（木）頃          |
| 参加表明書の提出期限            | 令和7年1月20日（月）正午まで（必着）  |
| 応募申請書類の提出期限           | 令和7年1月24日（金）正午まで（必着）  |
| 一次審査（書類審査）の結果通知       | 令和7年2月5日（金）頃          |
| 二次審査（プレゼンテーション）       | 令和7年2月12日（水）          |
| 審査結果通知                | 令和7年3月上旬              |

## 9 現場説明会

応募にあたっては、原則として現場説明会に出席してください。出席する場合は、前日15時までに申込みをしてください。

- (1) 日 時 令和6年12月20日（金）10時00分から
- (2) 会 場 旧松江第二小学校（江戸川区松島2丁目16-20）

## 10 質問の受付

- (1) 提出期限 **令和6年12月26日（木）正午まで（厳守）**
- (2) 提出方法 メールまたは持参とします。メールの場合は、件名に「【会社名】文化スポーツプラザプロポーザル質問票の提出について」としてください。

持参する場合は、提出する日時をあらかじめ担当課（「21 問い合わせ先」参照）に電話でご連絡ください。

(3) 提出先 江戸川区役所 文化共育部 文化課 文化振興係

Eメール [1787150@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:1787150@city.edogawa.tokyo.jp)

(4) 本要項及び仕様に関し、不明な点がある場合は、「質問票（様式2）」を提出してください。  
回答は令和7年1月9日（木）頃に、質問者名を伏せて江戸川区ホームページ上で公開します。

## 11 参加表明書の提出

(1) 提出期限 **令和7年1月20日（月）正午まで（厳守）**

(2) 提出方法 メールまたは持参とします。メールの場合は、件名に「【会社名】文化スポーツプラザプロポーザル参加表明書の提出について」としてください。

持参する場合は、提出する日時をあらかじめ担当課（「21 問い合わせ先」参照）に電話でご連絡ください。

**※応募申請書類をご提出の際に原本をご提出ください。**

(3) 提出先 江戸川区役所 文化共育部 文化課 文化振興係

Eメール [1787150@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:1787150@city.edogawa.tokyo.jp)

## 12 応募申請書類の提出

(1) 提出期限 **令和7年1月24日（金）正午まで（厳守）**

(2) 提出方法 直接窓口を持参してください。提出する日時をあらかじめ担当課（「21 問い合わせ先」参照）に電話でご連絡ください。

(3) 提出先 江戸川区役所 文化共育部 文化課 文化振興係

## 13 提出書類

提出書類は以下に掲げる書類とします。

(1) 参加表明書・質問票

| 区分   | No. | 提出書類  | 様式  |
|------|-----|-------|-----|
| 応募関係 | 1   | 参加表明書 | 様式1 |
|      | 2   | 質問票   | 様式2 |

(2) 応募申請書類

| 区分   | No. | 項目                                            | 様式        |
|------|-----|-----------------------------------------------|-----------|
| 法人関係 | 3   | 事業者の概要                                        | 様式3       |
|      | 4   | 法人の沿革・概要がわかる資料                                | 任意の<br>様式 |
|      | 5   | 法人登記事項証明書（直近3か月以内に発行された履歴事項全部証明書）             |           |
|      | 6   | 定款等                                           |           |
| 財務関係 | 7   | 決算報告書（年度ごと、会計区分ごとに直近3年分）                      |           |
|      | 8   | 法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（直近1年間の決算報告書に対応するもの） |           |

|      |    |                                                          |           |
|------|----|----------------------------------------------------------|-----------|
| 運営関係 | 9  | 企画提案書                                                    | 様式 4      |
|      | 10 | 経費見積書                                                    | 任意の<br>様式 |
| 実績関係 | 11 | 事業者受託実績書（本業務と類似した業務の受託実績（最大 5 件）を確認できる契約書の鑑、仕様書等）        | 様式 5      |
|      | 12 | 施設責任者受託実績書（業務担当予定の施設責任者の本業務と類似した業務の受託実績を確認できる契約書の鑑、仕様書等） | 様式 6      |

### (3) 事業計画書一式：7 部

(2) の応募申請書類のうちNo.3,9,10,11,12 を一つに綴ったもの

(4) (2) の応募申請書類一式の PDF データ（表紙は事業者名入り）：1 枚（CD-R または DVD-R メディア。ディスク表面に委託件名及び社名が分かるようにしてください。）

## 14 提出書類の留意事項

- (1) 応募申請書類及び事業計画書の提出方法については、「別紙 3 応募申請書類の綴り方」を参照ください。
- (2) 公平・公正な審査を確保するため、匿名審査とします。そのため、所定箇所以外に事業者名、担当者名等を記載しないでください。なお、事業者名等が判明した場合は審査を無効とする場合があります。
- (3) 提案書は原則 11 ポイント以上の文字の大きさとし、読み取りやすいようにしてください。
- (4) 提出書類は日本語で作成してください。

## 15 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類の著作権については、各々の作成業者に帰属するものとしますが、公表・展示、その他の理由で江戸川区が必要と認めるときには、江戸川区はこれが無償で利用できるものとします。また、提出書類は、理由を問わず返却しません。
- (2) 提出書類作成に要する費用及び本プロポーザル参加に要する費用は、参加者負担とします。
- (3) 提出書類は選定を行う作業に必要な場面において複製を作成することがあります。

## 16 参加の辞退

参加事業者は、12 に定める方法による申込をしてから一次審査までの間、担当課宛て（「21 問い合わせ先」参照）に辞退の理由を付して参加辞退書（様式 7）を提出することにより、プロポーザルへの参加を辞退することができます。

## 17 契約候補者の選定方法等

契約候補者の選定にあたっては、「江戸川区文化スポーツプラザ施設管理業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、選定委員会を設け、企画提案書等の提出された書類の内容を審査し、本業務に最も適していると認められる契約候補者を選定します。なお、選定委員会は非公開とします。

(1) 第一次審査（企画提案書等による書類審査）

提出された書類を用いて、提案内容を「審査基準（別紙2）」に基づき評価するものとし、審査結果が上位の事業者を第二次審査対象事業者（3社程度）として選出します。

第一次審査の結果は、電子メールにて通知します。第一次審査通過者に対しては、第二次審査の詳細についても同時に連絡します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーションによる審査）

第二次審査対象事業者に対し、企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行い、提案内容の評価を行います。算出した総合得点により、契約候補者を決定します。

実施時間は、1事業者につき、30分以内（原則として、プレゼンテーション15分以内及び質疑応答15分以内）とします。

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととします。

**※第二次審査には、本業務を実際に担当する施設責任者が必ず出席してください。（3名以内）**

(3) 審査結果

第二次審査の結果は、江戸川区ホームページ上に公表します。なお、審査の経緯についての公表は行いません。また、審査結果についての問い合わせ及び異議申立ては受け付けません。

18 契約内容の調整、詳細仕様の決定

決定した契約候補者と詳細な仕様を協議し、確定させた上で契約を締結します。なお、協議が不調のときは、審査結果上位の者から順に協議を行います。

19 参加事業者の失格

次のいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 7に定める参加条件を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

20 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、区の文化・スポーツに係る行政趣旨を理解し、関係団体等と連携・協力のうえ運営していただきます。
- (2) 事業内容については、区と協議のうえで変更する場合があります。
- (3) 提出書類に不足がある場合は失格となる場合がありますので、必ず提出前にご確認ください。
- (4) 審査に際しては、必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。
- (5) 提出書類は選定以外の目的で使用することがありません。
- (6) 本件提案について、区の関係職員に接触することを禁止します。
- (7) 提出書類は、江戸川区情報公開条例に基づく情報公開の対象になります。

- (8) 江戸川区公契約条例の規定が適用されます。江戸川区公契約条例の適用について（別紙3）をご参照ください。
- (9) 区が必要と認める場合は、応募事業者の名称及び提案内容の一部（個人情報等を除く。）を公表することがあります。

## 21 担当部署（問い合わせ先）

江戸川区文化共育部 文化課 文化振興係

所在地 江戸川区中央 1-4-1

電 話 03-5662-0300（直通）

Eメール [1787150@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:1787150@city.edogawa.tokyo.jp)